やすらぎ苑（斎苑）の利用について

■式場について■

　・既設式場（名称：揖斐）と増築式場（名称：長良）の２つ式場が利用できます。

　・式場の選択は、予約の受付順になります。

■休苑日■

　・1月1日、友引

・その他、施設の管理者が必要と認めた日。ただし、友引でも通夜は利用できます。

■受付場所■

　・安八町の住民の方は、役場住民環境課に申し込んでください。(輪之内町の住民の方は輪之内町役場へ申し込んでください。)

・施設予約は、電話でも受付可能です。（ただし、通夜・告別式の日時が決まっていないと受付できません。）

　・使用の申込には、申請者（喪主）の方の印鑑と死亡診断書と使用料金を持参してください。霊柩車の運転手がお決まりでしたら、運転手の方の免許証もお持ちください。

　・手続き後「死体埋火葬認可証」、「やすらぎ苑使用許可証」、「霊柩車使用許可証」を交付します。このとき、やすらぎ苑と霊柩車の使用日時を決定します。

■告別式及び火葬時間■

　・やすらぎ苑では、1日4回火葬を行う予定です。

　　告別式 午前10:00　　午後0:00　　午後1:00　　午後3:00

・火葬時間　①午前11:30　②午後1:30　③午後2:30　④午後4:30

　（※上記の告別式の時間割は目安です。）

　・火葬時間はお選びいただけますが、すでに予約の入っている時間は使用できません。

　・やすらぎ苑で通夜・告別式を行う場合の火葬は、①から③の時間帯でお願いします。

　・式場揖斐、長良での通夜は同時刻でも行うことができます。ただし告別式は同時刻ではできません。

　・火葬から収骨までは、およそ９０分程度です。

■やすらぎ苑の式場（セレモニーホール）の利用■

　・通夜・告別式を行う場合は、午後5時から翌日の午後4時までです。

　・告別式終了後は、速やかに後片付けをして式場を空けてください。

・式場において行われる通夜は、午後９時までとし、それ以降は遺体（棺）を遺族控室（前室）へ移動してください。

・祭壇等は備えてありますが、会場の設営、お供え物等必要な物品等の手配は、使用者において、準備してください。

・式場で施行できる業者は、安八町に葬儀取扱業者の登録をされた方でお願いします。

■休憩室（御斎）の利用■

　・式場利用の場合に限り、告別式の当日夜５時まで使用できます。

　・休憩室には仮祭壇が設置してありますので、告別式終了後に三日（初七日）の法要等の実施が可能です。

　・コンロは電磁誘導加熱設備（ＩＨ）です。備え付けの備品は、湯呑、グラス、やかん、お盆、電気ポット等です。他に必要な物は使用者の方で準備してください。

■ご遺体の搬入■

　・町内からのご遺体の搬入は、原則、町の霊柩車で行ってください。（民間の搬送車も可）

　・町外自宅や町外葬儀会場からのやすらぎ苑への搬入は、民間の搬送車を手配してください。

　※搬送車とは、霊柩車ではなく外観上装飾のない車両。（遺体を病院から自宅へ搬送する際利用する車両）

　・やすらぎ苑で通夜・告別式を行う場合は、通夜当日の午後5時以降に搬入してください。

　・火葬のみ（自宅、その他の会場で葬儀）の場合は、火葬時間の２０分前には搬入してください。

■町の霊柩車■

　・霊柩車を運転される方は「免許証」、「霊柩車使用許可証」を持参して、住民環境課でカギを受け取ってください。

　・霊柩車は町内自宅又は町内葬儀会場（町外は不可）からやすらぎ苑までの利用に限ります。（病院からの搬送には利用できません。）

■やすらぎ苑での受付■

　・やすらぎ苑に到着されましたら、受付で「死体埋火葬認可証」、「やすらぎ苑使用許可証」、「使用料領収書」を提出してください。

　・お香、ろうそく、線香、花、骨壷、骨上げ箸等はご持参ください。

■使用にあたっての留意事項■

　・棺の大きさは、長さ２００㎝、高さ４５㎝、幅６５㎝（外寸）以内としてください。この規格を超えるものは火葬できません。

　・出棺前に、棺内のドライアイス、ガラス類、金属類等は必ず取り除いてください。

・やすらぎ苑内は禁煙です。また、霊柩車も禁煙ですのでご協力ください。

なお、やすらぎ苑へのアルコール等の持込も禁止です。

　・施設の使用後は、清掃を行うとともに、ごみ等はお持ち帰りください。

　・やすらぎ苑での年忌、法要等のみの使用はできません。

　・出入り口は北入り口から進入してください。また、集落内道路の通行は、地域住民の皆様にご迷惑のかからないようにお願いします。

・その他、係員の指示に従ってください。なお、やすらぎ苑は、公共施設です。職員への心付けは、固くお断りします。

■使用料金■

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  区　分  | 単　位 | 使用料 | 備　考 |
| 火葬炉 | 大人 | １体 | ８，０００円 | １２歳以上の者 |
| 小人 | １体 | ５，０００円 | １２歳未満の者 |
| 死産児 | １体 | ３，０００円 |  |
| 身体の一部 | １体 | ３，０００円 |  |
| 産汚物 | １件 | ２，０００円 |  |
| 犬・猫 | １頭 | ２，０００円 | 未登録の犬は、５，０００円 |
| 告別式場（揖斐・長良）（祭壇有り） | １回 | ６０，０００円 | 告別式のみは、３０，０００円 |
| 霊安室 | １回(24時間以内) | ３，０００円 | 超過料金１時間当り、５００円 |

※使用料金は、やすらぎ苑使用許可申請後、役場会計室で納付してください。

　※町外の方は使用料金が5倍となります。

　※犬猫の火葬、身体の一部・産汚物の火葬は、町外の方は利用できません。

■犬・猫の火葬■

　・安八町の住民の方は、安八町役場住民環境課にて、「やすらぎ苑使用許可証」の交付を受け、会計室にて使用料金を納付していただき、やすらぎ苑へ直接搬入してください。(輪之内町の方は輪之内町役場にて手続きしてください。)

・火葬の申込には、申請者の方の印鑑と使用料金を持参してください。

・搬入する際は、首輪等を外し、汚物、汚水が出ないように必ずビニール袋等に入れてから段ボール箱（長さ100㎝、高さ45㎝、幅65㎝以内）に入れてください。

・午前8時30分から午後5時１５分までにやすらぎ苑に搬入してください。

　・休苑日（1月1日、友引）には手続き・搬入はできません。

・また、火葬後、骨を拾うことはできません。

■問合せ先■

　・上記の他、詳細については役場住民環境課にお問合せください。

　　℡　役場６４－７１０５（直通）

℡　役場６４－３１１１（代表）（内）25０・25２

　　やすらぎ苑６４－３５８０

■登録業者■

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名又は名称 | 所　在　地 | 店　舗　名 | 電話番号 |
| ㈱境葬祭 | 安八郡輪之内町大藪2213番地 | ㈱境葬祭 | 0584-69-3560 |
| ㈱アスピカ | 岐阜市六条大溝　１－２－３ | アスピカホール六条アスピカホール岐阜駅前アスピカホール羽島アスピカホール大垣アスピカホールひのきアスピカホール根尾川 | 058-273-4949 |
| ㈱メモリア | 大垣市小野3丁目47番地1 | メモリア大垣　松岡屋葬儀社アサノセレモニー　築捨会館 | 0584-47-7313 |
| ㈱大垣冠婚葬祭互助会 | 大垣市伝馬町107番地 | セレモニーホール　子安斎場 | 0584-78-6251 |
| 西美濃農業協同組合 | 大垣市津村町１－２２６－１ | 大垣セレモニーセンター | 0584-78-2612 |
| アイルセレモニー | 大垣市東前３丁目８番地１ | アイルセレモニー | 0584-74-1561 |
| ㈱扇屋 | 海津市平田町　今尾3144番地 | ㈱扇屋 | 0584-66-2218 |
| 葬儀会館ティア養老 | 養老郡養老町押越1102番地の1 | 葬儀会館ティア養老 | 0584-33-0700 |
| 葬儀会館ティア海津 | 海津市海津町馬目416番地 | 葬儀会館ティア海津 | 0584-52-1400 |
| 葬儀会館ティア大垣 | 大垣市本今3丁目36番地 | 葬儀会館ティア大垣 | 0584-73-9401 |
| ㈱ロマンティア | 各務原市鵜沼三ツ池1丁目30番地 | メモワール笠松メモワール加納 | 058-375-4646 |